

日本耳鼻咽喉科学会・医会協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、日本耳鼻咽喉科学会・医会協議会（学会医会協議会と略称する。以下「協議会」という。）と称する。

(目的および事業)

第2条 本協議会は、地域における耳鼻咽喉科医療を推進するため、一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会（以下「日耳鼻学会」という。）と都道府県の耳鼻咽喉科医会（以下「医会」という。）との連携を強化することを目的とする。

2. 耳鼻咽喉科の保健・医療・福祉に関する諸事業について協議し、支援する。
3. 耳鼻咽喉科の地域医療推進についての諸事項に関し、関係省庁、日本医師会などの情報を収集分析し、それを地域に適切に伝達するとともに、地域の意見を収集して社会政策への反映を図る。
4. その他、目的達成に必要な事業を行う。

(構成)

第3条 本協議会は、次の委員をもって構成する。

- 一. 日耳鼻学会理事長、副理事長、社会医療部担当理事、監事、および理事長が指名する者。
- 二. 都道府県の医会長。ただし、医会を有しない地域については、当該地方部会長が協議会会長と協議のうえ医会長に相当する者を指名する。
2. 本協議会には会長を置き、日耳鼻学会理事長をもってこれに充てる。
3. 本協議会会長は、協議会委員のうち、日耳鼻学会関係の委員、および日耳鼻学会定款施行細則に定めるブロック毎に原則として1名（ブロックによっては複数）の委員を常任委員に指名する。

(任期)

第4条 本協議会の委員の任期は、日耳鼻学会役員との任期と同じとする。

(会議)

第5条 本協議会の会議（以下「会議」という。）は、協議会委員により原則として年1回開催するものとする。

2. 会議は、協議会会長が招集する。
3. 会議の議長は、協議会会長とする。

(常任委員会)

第6条 常任委員会は、常任委員により構成する。

2. 常任委員会は必要に応じ招集し、協議会の運営に関する事項を処理する。
3. 前条第2項および3項は、常任委員会にこれを準用する。

(議事)

第7条 会議の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除くほか、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 前項の定めは、常任委員会にこれを準用する。

(運営)

第8条 本協議会の運営に関し、必要な事項は常任委員会において別に定める。

(規約の変更)

第9条 本規約は、会議において出席委員の過半数の同意を得なければ変更することができない。

(解散)

第10条 本協議会の解散は、会議において出席委員の三分の二以上の同意を得なければならない。

附則

1. この規約は、平成9年5月31日から実施する。
2. 本協議会の事務は、一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会において行う。
3. この改正は、平成26年11月23日から実施する。